医療器械等保守点検整備業務委託契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院（以下「甲」という。）と　　　　（以下「乙」という。）との間に、医療器械等の点検整備業務に関し次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、甲の所有する次の医療器械等（以下「当該器械」という。）が常に適正な機能を発揮できるよう、当該器械の点検業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

|  |  |
| --- | --- |
| 器械の名称 | 数量 |
| 生体情報モニター及び患者情報システム | 1式 |

（委託期間）

第２条　委託業務の期間は、平成30年４月１日から平成31年３月31日までとする。

（委託料）

第３条　甲は、乙に対し、委託業務の費用（以下「委託料」という。）として、金　　　　円

（うち取り引きに係る消費税及び地方消費税の額　　　　円）を支払うものとする。

（支払方法）

第４条 乙は、第12条の承認を受けた後に委託料を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日の翌月末までに支払うものとする。

（業務内容）

第５条　乙は、別紙仕様書に基づき点検整備業務を行うものとする。

（契約の変更）

第６条 甲又は乙が、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第８条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

２　甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が法令又はこの契約に違反したとき。

３　甲又は乙が、正当な理由により、１月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除できる。

（暴力団排除）

第９条　甲は、乙が次のアからキに該当した場合は、この契約を解除できる。

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

　イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

　ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

　　カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（損害賠償責任）

第10条　乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

　(2)　第８条第２項、第３項及び前条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

２　乙は、第８条第２項、第３項及び前条の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（処理状況の報告等）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

（委託業務の実績報告）

第12条 乙は、点検整備業務を実施したときは、甲に対し、その結果を口頭で報告するとともに、点検報告書を作成し、甲の承認を受けなければならない。

（解除後の委託業務実績報告書の提出）

第13条 甲及び乙が、第８条又は第９条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、解除後５日以内に、仕様書に定める点検報告書に必要な書類を添付して、甲に提出しなければならない。

（委託料の処理）

第14条 甲及び乙が、第８条又は第９条の規定によりこの契約を解除した場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算する。

（秘密の保持）

第15条 乙及びその従業員は、業務上で知り得た甲に関する情報を第三者に漏らしてはならない。また、乙及びその従業員は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（合意管轄）

第16条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（緊急対応）

第17条 乙は、地震・火災・水害等の災害時に甲から業務依頼を受けた場合は、優先的に対応するものとする。

（定めのない事項の処理）

第18条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

　上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成30年　月　日

（甲） 静岡市葵区漆山860番地

地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こども病院

院長　　坂本　喜三郎　印

（乙）

株式会社千代田テクノル

代表取締役　山口　和彦